

若者起業応援プロジェクト

## 起業チャプリン ～起業 Challenge in PLIN～

### 起業チャレンジャー募集要項

#### 1 概要

ながおか・若者・しごと機構（以下「機構」）では、若者を主役に据えた地方創生の一環として、起業を目指す若者を対象に、プリン長岡を活用したチャレンジショップ企画の出店者を募集します。

本企画は、若者に出店機会及びニーズ・マーケティング調査機会を提供することで、ノウハウの取得や顧客の獲得につなげるなど、その事業展開を支援するものです。

また、様々な業種がコラボ出店することで、同じ志を持つ若者同士のつながりや連携の創出を図ります。

なお、出店に関する詳細は、申込み後、ヒアリングを通じた調整のうえ決定します。

#### 2 対象者

起業を目指す概ね 40 歳未満の若者及び本企画の趣旨に適合と機構が認める者

#### 3 日時

毎月第 4 水曜日 午前 10 時～午後 4 時（原則）

※日程は変更となる場合があります。

#### 4 出店料

無料

#### 5 申込手順

- (1) 出店を希望する者は、出店希望日の 2 週間前までに機構へ連絡のうえ日程を調整し、「起業チャプリン参加申込書」を提出する。
- (2) 出店を希望する者は、イベント当日までに「プリン長岡使用申込書」を記入し、機構に提出する。
- (3) キッチンの使用にあたっては、事前に機構に申請し、許可を受けることとする。
- (4) 調理をする者は、検便を実施し、「プリン長岡使用申込書」とともに「検査結果報告書」を機構に提出することとする。なお、既に検査結果報告書を有している場合（有効期限は検査日から 1 年以内）は、その写しを提出することとする。

## 6 使用上の注意

- (1) 使用者は、施設等の使用后、衛生面に配慮し、清掃及び整理整頓を行ない、原状に復さなければならない。また、生ごみを含む一切のごみ、空き缶、配布資料等の残材は使用者が持ち帰り、施設的美観保護に努めることとする。
- (2) 機構は、加入した損害賠償保険の範囲（キッチンの使用に伴う傷害・食中毒・火傷等）でプリン長岡での事故等に対し責任を負い、その他は責任を負わない。
- (3) 使用者が、施設もしくは付属設備を破損し又は滅失させたときは、使用者がこれを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 食器等を使用する場合は、使い捨て容器の使用に限る。
- (5) プリン長岡を使用した者は、使用后、速やかに「プリン長岡使用報告書」及び「出店者アンケート」を機構に提出する。

## 7 禁止行為

- (1) キッチン以外での火器使用
- (2) 喫煙
- (3) ペット（盲導犬を除く）の持込み
- (4) 許可がない物品の販売や展示、壁や柱あるいは扉への貼り紙、釘打ち
- (5) 使用の承認を受けた施設以外の場所への立ち入り
- (6) 著しい騒音を発生させる行為

## 8 出店施設概要

- (1) 名 称 プリン長岡
- (2) 所 在 地 〒940-0062 長岡市大手通 2 丁目 4 番地 4
- (3) 面 積 126 m<sup>2</sup>
- (4) 備 品 詳細は、別紙「プリン長岡備品一覧」参照

## 9 その他

この要項に定めのない事項については、随時協議のうえ決定することとする。

お問合せ先

ながおか・若者・しごと機構

〒940-0062 長岡市大手通 2 丁目 4 番地 4

電 話：0258-86-6008

メール：wakamonokikou@city.nagaoka.lg.jp